慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	移転価格と多国籍企業 (仮訳) (四・ 完) : 一九七九年OECD租税委員会報告書
Sub Title	Transfer pricing and multinational enterprises. report the OECD Committee on Fiscal Affairs 1979 (4. end)
Author	OCED租税委員会(OECD Committee on Fiscal Affairs) 木村, 弘之亮(Kimura, Konosuke)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.10 (1990. 10) ,p.68- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19901028-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

移転価格と多国籍企業（仮訳）（四・完）

――一九七九年ＯＥＣＤ租税委員会報告書――

ＯＥＣＤ租税委員会
木村弘之亮／訳

〔訳者まえがき〕
序
第一章　問題点の要約
第一節　独立企業間価格の原則
第二節　一般的観点
第三節　ＯＥＣＤによりすでに公表された関連のテキスト
（以上本誌六三巻七号）
第二章　商　品
序
第一節　独立企業間価格の原則とその適用
第二節　独立企業間価格の決定方法　（以上本誌六三巻八号）
第三章　技術及び商標権の移転
第一節　技術（特許権及びノウハウの使用収益権）の譲渡
第二節　商標の使用に関する移転価格問題
第三節　〔付録〕研究開発に関する課税上の取扱いのいくつかの側面　（以上本誌六三巻九号）
第四章　グループ内の役務の提供
序
第一節　特殊関連企業間における役務提供
第二節　グループ内の役務提供の租税法上の取扱い
第三節　結論の要約
第五章　信用供与
第一節　信用供与の定義
第二節　独立企業間価格の一般原則と特殊な状況におけるその適用
第三節　利率
第四節　結語
付録　特殊関連企業間の移転価格決定に関するＯＥＣＤ理事会勧告（一九七九年五月一六日）　（以上本号）

第四章　グループ内の役務の提供

序

序言

一三九　ほとんどの多国籍企業において、合意は傘下企業に対し、広範な役務、特に経営管理上、技術上及び商業上の役務をグループ内で提供するために形成されなければならない。これらの役務には、親会社及び子会社から構成されるグループ全体に係る経営戦略を実施するために必要な重要な経営管理機能が含まれることもある。これらの役務提供の費用は、いったん、親会社又は特定の子会社若しくはいくつかの関連会社によって負担されるであろうし、後日グループ内の他の企業からいろいろな方法で回収されるかもしれない。多国籍企業におけるこのような役務の費用の配賦の実務は、特に、役務の種類、個々の役務提供の特殊な状況並びに各多国籍企業内の慣行、当該多国籍企業が活動する国の慣行によって、大きく異なっている。各国の税務当局は、当然に、多国籍企業による役務コストの賦課の方式に強い関心を持っている。なぜならば、採用される方式が、親会社と子会社間における利益の配賦に対し大きく影響を与えるからである。さらに、これらの問題点について、各国税務当局の採用するアプローチが広く統一されない限り、多国籍企業は税について税務当局と異なる主張を持ちえ、結果として、企業の所得に対する二重又は重複の課税が起こりえる。

本章の対象範囲

一四〇　本章の対象は、高度に統合されたグループ内において典型的かつ特徴的に提供されている役務についての取扱いである。したがって、そのようなサービスは通常、同様の量と形式では、独立企業間では提供されないものである。もっとも、そうしたサービスは、特に役務提供を主たる事業とする企業においては、非関連者間取引としても行われうるものである。しかし、本報告書においては、原則として、役務提供を通常業務の一部としているサービス産業については取り扱わないこととする。保険、金融、観光、通信、運輸、経営コンサルタント、広告等に従事する多国籍企業及び傘下企業の活動からは、特別な問題が生じるが、それらの問題は本報告書では十分に取り扱わない。

一四一　前述のとおり、グループ内における無形財産の使用に関する合意とグループ内部における役務提供契約との間に共通する特徴が見られる。たしかに、ノウハウ使用許諾契約等の場合には、これら両者を正確に区別することは、大変困難であろう（パラグラフ八五参照）。補助的役務は、しばしば技術移転に付随するものである。しかしながら、本報告書は、ひとつの多国籍企業の傘下企業の利益を決定する際に、役務の対価に関して生じる特別の問題を分析するために、役務の対価の支払を別個の問題として取り扱っている。

一四二　以下、第一節においては、グループ内部における役務提供の現象形態及び組織について簡単に見解を述べ、第二節においては、〔役務取引の〕租税法上の取扱いについての原則をその対象とする。また、第三節においては、最も重要な結論を要約することとする。

第一節　特殊関連企業間における役務提供

一四三　グループ内部において提供される人的役務のひとつの類型は、継続的に提供される性質のもの（例：技術援助）もあり、より個別的なもの（例：トラブル処理サービス）もある。人的役務のうちには、役務提供を専業とする独立企業が、他の企業に対して提供しうるようなもの（例：法律相談又は記帳業務）もある。また、その他のサービス（本部の内部監査若しくは海外資金調達の助言又は研修等）は、現象形態からみれば、典型的なグループ内部の役務であるが、しかし、これらの役務でさえも、多くの場合、グループ外部の非関連企業によって提供されうる。さらに、その他の人的役務は、支配的社員としての親会社の指揮機能に関連するものである。提供される人的役務及びその方法には、個々の多国籍企業間に、大きな相異がある。個々のケースを機能的に分析して初めて、親会社、地域本部・事業本部、特殊関連企業が問題であるかどうかを問わず、ある特定の傘下企業の機能を明らかにすることができる。ただし、親会社は、通例、特定の調整機能及び指揮機能を有しているものの、親会社はこれらをしばしば他の指揮本部へ部分的に権限移譲することもあるだろう。また、たとえ特定の傘下会社にも他の出資者が存在しうるとしても、子会社の株主は最終的には親会社である点について、留意しなければならない。

一四四　技術的役務の提供は、しばしば、技術（特許権及びノウハウ）の譲渡又は商品の販売に伴うものであり、これらの代金に含まれてその対価が支払われる場合と、区分されて支払われる場合とがある。その他、技術的役務が、新規の生産計画、合理化、品質管理、その他の改良に関連して、提供される場合がある。経営管理的・営業的役務には、資金調達取引（増資、借入契約、資金管理等）、人事及び社会問題についての役務、投資及び生産協力、グループ内の調整、マーケティング及び監査に関連するサービスが含まれる。これには、生産管理、販売管理並びに一般的な予算問題と関連する役務が含まれよう。

一四五　本報告書では、分析の目的上、関連企業のグループ内部の人的役務を次の三つの範疇に別けて取り扱うこととする。第一の範疇は、親会社の活動がその性質上株主としてのものであり、第二の範疇は、明らかに一又は二以上の特殊関連企業の便宜のために提供される役務から成るものである。第三の範疇は、親会社、グループ全体又は特定の一又は二以上の傘下企業に対して、程度の差はあれ、便宜をもたらす人的役務をその対象とする。実務では、具体的な役務提供がこれら三つの範疇のいずれに分類されるべきかが、必ずしも常に明らかでないよう

におもわれる。この点については、以下のパラグラフ一五四から一五六において、さらに検討することとする。

一四六　グループにおける人的役務の提供の特徴の一つは、役務がその必要に応じて随時随所で提供されることが挙げられる。親会社、又は特に設立された人的役務提供を専門に行う企業は、例えば、傘下企業に対し、財務、経営管理、技術、法務、税務に関する問題について助言し援助を提供する用意がある。これらの対価は、しばしば、年間概算料金又は〔提供先〕企業の総販売額もしくは売上額の算定の基礎となるような年間負担金として、傘下企業から徴収されるであろう。しかしながら、このように必要に応じて随時提供される役務の対価が、役務の提供の時点で個別に支払われることもあろう。

一四七　グループ内部の人的役務提供に対して対価を求める方式又は本部費用の割当て方式は、実務上、個々の多国籍企業の〔置かれている〕状況及び組織機構に応じて異なるであろう。これについては、各国又は各産業に統一的な体系が欠けているようにおもわれる。多くの多国籍企業は、本部のスタッフの活動に対する一定のコストが、親会社の便益のために支出されるということから出発している。この場合には、この役務〔に対する費用〕の割当ては行われない。しばしば「経営上」、「管理上」又は「親会社として」の人的役務と呼ばれる。しかしながら、これらの範疇は、明確に定義されたものではなく、個々の多国籍企業により異なる役務をその対象としている。

一四八　他の多国籍企業は、世界中のグループ各社に対して親会社の役務負担を、主に費用ベースに基づいて割当てるべきであるという傾向にある。親会社の活動がすべてグループ全体の利益と便益のために行われているから、一部の人的役務の経費を費用割当ての対象から除外することは、経済実体を反映しないと、これらの多国籍企業は主張する。この考え方によれば、ある種の人的役務を他の人的役務と区分して取り扱うことは、人為的なものである。なぜならば、多国籍企業の継続的な活動全体を考慮に入れるとき、多国籍企業及びその傘下企業の長期的な業績が重要であるからである。これに対応して、親会社又はサービス企業のすべてのコストは、傘下企業のあいだで割当てられることとなる。その際、割当ての算定基準は、総販売高又はその売上高でありうる。このような費用割当ての体系は役務に限られることもしばしばあるが、他の場合には、特殊関連企業が、親会社の特許権、ノウハウ、商標の使用権ならびに種種の人的役務提供の請求（いわゆる「一括契約（package deal）」）の対価として、概算率で支払うこともある。本部の人的役務のコストは、特殊関連者に供給される商品の価格に転嫁されることもある。このような費用割当てシステムの場合、当該コストに利幅（利潤の額）が加算される場合とそうでない場合とがある。

第二節　グループ内の役務提供の租税法上の取扱い

一四九　税務当局は、順次手続を進めなければならない。まず、人的役務提供の種類を特定し、そして、一又は二以上の関連企業に対して実際に〔役務の〕便益が供与されているか否かを特定しなければならない。これについては、これらの企業が当該役務を基本的に利用しうるかどうかが問題である。最後に、個個のケースにおける対価について適正額はいくらかが確定されなければならない。多国籍企業は、役務が実際に提供され、かつ経費が発生したこと、及び、現実の便益が一の企業に供与されていることを説得力をもって立証する必要がある。

一五〇　特殊関連企業に実際の便益が供与されているか否かを審査するに当たって、一連の疑問点が生じる。主要なものとしては以下のとおりである。

一　ある企業が、問題の期間中に当該役務を利用したか否かにかかわらず、その企業がその役務を随時利用しうるかどうか。

二　親会社がその投資の管理及び保護に関して負担した経費を傘下企業に対して請求しうるか。

三　役務が、親会社の排他的利益のために又は一若しくは二以上の子会社の特殊な利益のために提供されていないか、又はこれらにより利用されていない場合、傘下企業はどのように当該役務の対価を支払うべきか。

これらの疑問点については、パラグラフ**一五一**から**一五九**において取り扱う。対価の額及びその方式については、パラグラフ**一六〇**から**一六九**において取り扱う。多国籍企業の立証責任については、パラグラフ**一七〇**から**一七三**において取り上げる。

便益の正当理由

一五一　特殊関連企業間で提供された役務の報酬は、これを支払った企業の側に実際の便益が供与されていた場合にのみ、租税法上控除されうる。このような場合において、〔当該役務から〕期待されかつ考えうる便益がのちに顕在化しなかったときでさえ、当該供与された役務がその企業の役に立つであろうことが、〔相手企業に役務を提供することを意図した時点で〕その役務提供時に合理的に期待できるとき、現実の便益は承認される。

一五二　親会社、又は他の傘下企業が、パラグラフ**一四六**で説明したような随時提供される（オン・コール）特殊な役務を提供するために、スタッフ又は施設を用意している場合、この経費は、特殊関連企業の利益のために発生し、かつ通常このような役務の対価としてこれら企業の勘定につけられうるものである。しかしながら、子会社の住所地国の税務当局は、当該提供された役務が実際にどの程度まで利用されたのかを、当然に斟酌するであろう。その際には、一年以上の期間に亘って一連の役務活動及び受け手の便益を探知することが適切であろう。な

ぜならば、このような役務はある年度には全く利用されなくても、別の年度に集中的に利用されることも多分にありうるからである。

一五三　当該役務がある傘下企業の特殊な需要に合致している場合、その役務提供がひとつの便益と結びついていたかどうかは、比較的容易に確認できる。これに対し、コストが、グループ全体の利益のためにグループ本部で発生した場合には、傘下企業に実際の便益が供与されたかどうかの判定は、しばしばきわめて困難なものとなるであろう。一般的に述べると、間接的な便益あるいは関係の希薄な便益が、特殊関連企業に供与されても、その便益は租税法上損金算入を認められないであろう。ある役務が関連企業の提供する役務と重複するものにすぎない場合、又は当該役務が既に非関連者によって提供されている場合にも、同じことが通例あてはまる。

一五四　親会社が（傘下企業への）投資を管理し、保護するために負担した経費〔株主コスト〕は、株主としての地位のためにその親会社に生ずるものであり、したがって、その傘下企業に負担させることはできない。一見したところ親会社が自身の便益のためにのみ〔支出したことを〕否認するそうした親会社の支出にも、同じことはあてはまる。例えば、このような支出としては、親会社が子会社を監査するための費用、親会社がその株主総会を開催するための費用又は傘下企業の決算を連結するための費用（これに必要な監査費用を含む）、グループ自体の拡大のための資金調達費用等があげられる。

一五五　しかしながら、このような経費であっても、子会社が当該提供された役務から利益を得るということは、ありうることである。例えば、子会社の監査が、この会社の監査に関して、関係国の法令の求める要件をみたすことになれば、これによりその部分の重複監査は必要でなくなる、といったことが考えられる。もっとも、このような場合において、当該子会社が当該主張にかかる便益を実際に得たことは、説得力をもって立証されなければならないであろう。

一五六　親会社によるグループ〔全体〕の調整と指揮は、一つの役務である。親会社はこのような役務を少なくとも部分的には親会社自身の利益のために行ない、そして、ある程度までは子会社の株主としての性質上親会社のために提供される。しかし、この役務は、通常、傘下企業に――程度の差こそあれ――実際の便益を与えるものである。もっとも、特殊な場合には、この役務により、若干の傘下企業が明らかに不利益を受けることもあるであろう。

一五七　このような役務が、例えば、親会社の経営上層部の意思決定機能を含んでいる場合には、たとい一又は二以上の傘下企業に便益が生じるとしても、親会社が株主として親会社自身の利益であって傘下企業の便益のために提供するのではないといった類の役務に、その役務が、該当する、とする見解が主張されることもありうる。このような役務の対価を傘下企業に負

担させるべきかどうかは、どの程度便益（と役務との関係）が間接にしか認識できないか又は関係の薄いものであるかに依存している。そのような役務を非関連者が当該傘下企業に申し込んだならば、その傘下企業が対価を支払って、この役務を取得したであろうかどうかは、さらに重要な問題となりうる。

一五八　親会社によるグループ全体の調整と指揮について、各傘下企業が対価を支払うべきか、役務がどの範囲のものであるかは、困難な問題である。もっとも、この分野の多くのサービス、例えば、特定の企画についての詳細計画、危機における経営指導又は技術上の助言（問題解決）、さらには、日常の業務遂行上の支援は、非関連者からも有償により受けうるものである。これらの役務の提供〔の対価〕が、帳簿に計上しうるか又はしなければならないかの決定は、原則として、難しい問題ではない。

一五九　特定の傘下企業がそのような役務からどのような便益をうけるかを確認するためには、傘下企業の責任及び機能並びにその各企業の（過去数事業年度にわたる）業績及び利益をある程度まで分析し、当該傘下企業の個々の活動及び業績とこれらの役務とのあいだの関係を確認することが、しばしば必要である。こうした考察に当たっては、事情によっては、経営管理上の意思決定の直接的な影響だけではなく、長期的影響についても検討する必要がある。例えば、販売部門における業務の準備活動に要する経費を一の傘下企業が負担することは、一見すると、その可処分資金に照らし、過重であるようにおもわれるかもしれないが、しかし、当該業務に期待されうる利益を考慮すれば、その支出は、独立企業間の取引の下においても発生し得るものとみなされるであろう。

対価の額と支払方式

一六〇　他の分野におけるグループ内部の取引の場合と同様に、特殊関連企業間における役務の対価が独立企業間におけるそれと合致すべきである、といった一般原則がここでも妥当する。したがって、このような〔特殊関連企業間における役務提供の〕取引は、その取引企業が特殊の関係にあるという理由だけで、非関連企業間における類似の取引と異なって租税法上取り扱ってはならないのである。

一六一　支払請求権の免除又は繰延べを正当化し得る特別の事情（例えば、開業時損失、財務事情等）は、独立企業間の取引では、殆んど生じえないことであるが、その可能性を全く否定することはできない。

一六二　独立企業間の取引においては、通常個々の役務について個々に受給者が請求される。これに対し、一の多国籍企業において、一連の役務が全体として提供される場合、一括概算額で対価が算定される。税務当局は、独立企業もまた類似の合意に際して同じ方法で対価を設定するということが承認されうる範囲において、原則として右の方式に異議を唱えないであろう。例えば、非関連企業が弁護士事務所に対して「弁護士顧問料

(retainer fee)」を毎年支払って、グループに対する提訴があった場合に確実に法律助言を受け訴訟代理を追行してもらっていることが知られている。これらの役務については、随時提供を受けることができ、また、その金額と重要性は、年ごとに異なってもよい。

一六三　特殊関連企業に対して提供される役務の報酬が、他の取引の対価に含められることがある。例えば、著作権のライセンス使用料又はノウハウのライセンス使用料は、ライセンス取得者に割当てられる技術援助料を含んでいるか、又は、そのライセンスに基づき製造された商品を販売するに当たって事業家の助言等の対価を含んでいることがあろう。このような場合において、税務当局は、別枠で役務の料金が帳簿に計上されていないか、そして二重に控除されていないかどうかを確かめるであろう。

一六四　対価の額を独立企業間価格の原則にしたがって決定しうるためには、当該提供された役務の対価は、通常、自由市場において算定されなければならない。この目的のために、独立企業間における類似の取引に係る価格を探し求めることになるであろう。しかし、そのような価格に関する情報が存在しない場合には、多国籍企業の企業に対し類似の役務について、そのサービス提供会社が請求するそうした価格を考えることが必要であろう。もちろん、ある市場における独立企業間価格が、その他の市場におけるそれと異なっていることもありうる。このことは、二つの方法のいずれを適用する場合においても、考慮しなければならないであろう。

一六五　ある特殊関連企業が役務提供に付した対価と、類似のサービスについての自由市場価格とを比較することができない場合には、原価を指向する方法が、独立企業間価格の近似値の算出にとって有益でありうる。このような場合の価格には、一般に、すべての直接費と間接費が役務の対価に含まれるべきである。なぜならば、自由市場において独立企業にサービスを提供する企業は、負担したすべての費用を回収する価格を付するように試みるであろうからである。しかし、特定の役務にしたがって、関連する間接費を決定することは、実務上しばしば非常に困難であり、したがって、役務提供者の総費用を何等かの適正なベースに基づいて配賦することも、受け入れられなければならない。サービス提供企業は、通常、（限界費用ではなく）費用の全額を請求するものと期待される。

一六六　直接費とは、特定の役務と関連している費用であって、かつ、当該役務提供を直接まかされている者〔使用人〕に係る人件費、当該役務提供の際に直接消費される原材料・補助材料の経費を含むものをいう。間接費とは、特定の事業活動に直接関連して生じたものではなく、直接費と関連している費用をいう。間接費には、例えば、光熱費、通信費、事務所使用料（家賃、建物維持・修繕費）、及び事務・管理費、ならびに直接費の生ずる部門が負担する他の間接費が含まれる。さらに支援部

門(supporting departments)の費用及びその他の一般管理費に対する適当な割合も、それらが特定の役務に合理的に配賦できる限りにおいて、間接費に含まれる。

一六七　研究開発の場合と同様、税務当局が、原価を指向する方法を適用する際に、ある利幅（利潤の額）を指定するか又は許容すべきかどうかは、この問題にとっても重要である。独立企業間の〔取引の〕場合ならば、独立企業は、当該役務の対価のなかに、通常、原価だけでなく利益要素をも含めるであろう。したがって、特殊関連企業の場合にも、一般原則として、役務の対価は、原価のほかに適正な利幅（通常の利潤の額）をもその算定の基礎としなければならないであろう。

一六八　企業の主たる事業活動が役務の提供である場合、当該企業は、独立企業間の取引条件に基づいて当然利益を得ようとするにちがいない。このような場合に、特殊関連企業間で付される価格が利益要素を含むことも、事柄の性質上当然であろう。しかし、主たる事業活動が役務の提供でない場合でさえも、ある企業が当該役務を提供する特に優れた能力を有し、かつ受領者にとっての当該役務の価値が、当該原価を大幅に上回るか又は当該役務提供の原価が、そうした役務受領者の事業支出の本質的部分を占める場合には、当該独立企業が原価を回収するためにのみ役務を提供するとは、ほとんど考えられない。したがって、こうした状況の下で特殊関連企業によって提供される役務の価格は、利益を含んでいる、ということを税務当局は前提とすることができる。これに対し、若干の税務当局は、特殊関連企業が前記の状況と異なる状況の下において、提供したところの役務の対価に利幅（利潤の額）が含まれることを期待しない。しかし、このような場合に、利幅（利潤の額）の加算を度外視することは、原則として、推奨できない。もっとも、かなりの額が問題となっていない限り、直接費及び間接費だけに基づき計算されるそうした移転価格を調整することは、ほとんど意味のないのが通例である。

一六九　原価を指向する方法が使われる場合、役務の受領者が、その原価を実際に負担するかどうかが問題となる。これを負担しえないのであれば、この方法は、一見したところ、独立企業間価格を算定する方法として適切ではない。さらに、極めて専門化した役務の真の価値は、必ずしも当該発生した原価と一定の比例関係にあるわけではないであろう。独立の比準価格が自由市場において確認されえず、かつ、原価を指向する方法が適切と思われない場合には、税務当局は事情によっては別の方法を適用しなければならず、その際、傘下企業の業績全体又はその他の有益な参考資料を調査しなければならない。独立企業間価格について満足のいく近似値を算定するためには、複数の方法を適用することも有益でありうる。

証拠物件

一七〇　納税者は、役務が提供されたこと、費用が発生したこと、（現実のものであれ潜在的なものであれ）真の便益が自己

に生じたこと、を説得力をもって立証しなければならない。したがって、グループ内部の役務提供契約又は費用割当て契約がいかなる事実的所与を基礎としているかを、税務当局が確認することは、ある支払金が損金に算入しうるか否かを決定する際に、しばしば決定的に重要である。

一七一　これに関連して何が説得力のある証拠とみなされるかは、当該役務提供の種類及び個別の事案の状況によって大きく左右される。その役務の対価が原価に基づく場合には、納税義務者は、この原価を検証できるような適切な帳簿を記帳し、記録を作成しなければならない。原価を指標とする費用割当て方式が採られる場合には、企業は、役務の種類及び対価並びに報酬の支払方式を可能な限り詳細に定めた、役務提供契約書又は費用割当て契約書を提出することができなければならないであろう。事後に追加の証拠資料として、必要な場合には、例えば、請求書、要した費用についての個別の証書、各役務に要した時間の記録、出張文書、費用割当て契約に関する証書並びに役務提供の証拠が、相当の期間内ならば提出されうる。

一七二　多国籍企業の本部費用が傘下企業に広範に配賦される場合、納税者は、他の特殊関連企業と協力して、多国籍企業の構造と組織及び各傘下企業の機能と責任に関する情報を税務当局に与える用意がなければならない。

一七三　既述のとおり、いかなる証拠が提出されるべきかは、個別の事案の状況並びに当該提供された役務の範囲又は配賦された費用の金額によって大きく左右される。重要度の低い事案の場合には、納税者に対して、綿密な記録を作成させ、高価な参考資料を作るよう要求することは、相当ではない。税務当局は、この場合、入手可能な資料に基づいて適正な〔役務の〕対価をできるかぎり正確に決定することで十分であるとすることができるであろう。

源泉税

一七四　役務提供の報酬及び本部費用の分担金が別の国の特殊関連企業に対して支払われる場合、いくつかの国は、〔これらの支払金に対し〕明らかに源泉税を徴収している。本報告書では、ＯＥＣＤモデル条約にならって、このような支払金が、役務提供企業の恒久的施設の利益計算に当たって益金に算入さるときに限って、源泉地国においてこのような支払金に課税すべきであるとの見解に立っている（パラグラフ一二三参照）。

第三節　結論の要約

一七五　本研究により、二つの比較的明確な輪郭をもつ状況を認識することができる。一つは、役務が親会社の便益のためにもっぱら提供される状況であり、もう一つは、役務が一又は二以上の傘下企業の特殊な便益のためにもっぱら提供される状況である。これらの二つの状況を別にすると、どの特殊関連企業が当該役務から便益を享受したのか又はどのような割合で当該便益が関係の企業にそれぞれ割当てられたかについて、しばし

ば不確実である。さらに、当該役務の対価について適正な額がその都度問題となる。

一七六　株主としての性格上親会社に明白に帰属する費用は、定義上親会社の排他的利益のために生じたものであるから、この費用は子会社に配賦されえない。もっとも、経費が疑いもなくこの範疇に属するかどうかは、容易に確定されないであろう。親会社の株主総会の開催又は傘下企業の連結決算書の作成に要する費用、及び、グループの拡大に要する資金調達のための管理費用等、親会社が負担した経費は、それが〔親会社たる〕株主の経費（株主コスト）とみなされる限度において、傘下企業に配賦されるべきではない。

一七七　一の特殊関連企業が別の特殊関連企業に対して提供した特殊な役務の対価を請求することは、原則として承認されるべきである。もっとも、この場合にも、受領者が現実の便益を受け取ったことが、確認できなければならない。このことは、役務が具体的な要請に基づいて提供される場合であろうと、パラグラフ**一四六**で述べたように随時（on call）提供される場合であろうとを問わず、該当する。随時提供される役務を含め、役務の提供に対して一括概算額が支払われる場合には、ある一定期間のあいだに役務が実際に利用されたかそしてどの程度まで利用されたかを税務当局が調査することが、合目的的である。当該傘下企業がその役務から何らかの便益を受けていたことの確認が正当化されるかどうかが、税務当局により決定されなければならない。

一七八　親会社又は専門化した子会社が、一部では特定の傘下企業の利益全体の利益のために従事し、他の一部では特定の傘下企業の利益のために従事する事業活動は、非常に多種多様であるので、どの傘下企業の利益のために当該役務の提供が行われたのかを確認するにはしばしば困難が伴う。このような灰色の領域には、通常「トラブル処理」サービスと呼ばれる活動、経営上の一般的な助言、指揮、管理及び宣伝活動が含まれる。問題となっている傘下企業（親会社であろうと特殊関連者であろうと）の租税債務を確認する上で、役務の対価を審査する場合には、当該傘下企業が当該役務からどのような便益を享受したかは、とくに慎重に検討されなければならない。ここでは、当該便益の範囲及び程度が決定的要因とみなされるべきであろう。その際、受領者がその役務の提供によって便益を享受したことが立証され、かつ、その役務の対価が非関連企業間でも通常支払われるならば、その役務の対価は請求されうるということが、原則として承認されねばならない。

一七九　ここでは真正の期待されうる便益が続いて現われなかったときでさえも、そのような便益は現実の便益の下で理解されうる。受領者が便益を享受したかどうかを検討する際には、当該会計年度を超える期間にわたる事実関係を参照すべきであろう。

第五章　信用供与

序

一八〇　明らかに、多国籍企業は、その傘下企業のために総合的な資金調達を立案する傾向を強めている。中でも、グループ内部での信用の供与は重要な役割を果たしている。この関連において、税務上の観点が多国籍企業の資金戦略への入口となる。他人資本による資金調達の場合の税負担のほうが、自己資本による資金調達の場合よりも、グループにとって一般的に小さいからである。これはまた、二つの国の法体系〔による〕管轄権の限界にかかわる問題でもある。さらに、考慮される要因としては、傘下企業自身がどの程度借入をうける能力を有するかという問題もある。また、為替管理及び国際収支に係る政府の政策のような観点、多くの金融センターにおけるそれぞれの借入コスト並びに為替損失のリスクが重要な役割を果たしている。

本章の対象

一八一　グループ内部での信用供与のうちほとんどの場合、親会社がその子会社に金銭を貸し付ける。しかし、また、親会社が、しばしばその外国子会社から借入れをする。借入れをすることにより、利益を移転する機会が得られる。例えば、貸主が過大な利子を要求するか、借主が適正な利率よりも過少に利子を支払うことにより、子会社から親会社へ、又は親会社から子会社へ利益を移転しうる。本報告書の本章では、実務でみられる事例を取り扱うこととする。以下において、当該特殊関連企業が通常の事業活動の枠内では、金融業にも銀行業にも従事していないことを前提とする。

第一節　「信用供与」の概念規定

一八二　「信用」概念は、一般的意味で使われており、あらゆる形式の債務引受を含んでいる。「信用」には、文書により合意されていない場合であっても、貸付（金銭消費貸借）、貨幣によるその他の信用又はその他の出捐が含まれる。契約当事者は、一定額の元本が返済されなければならないことに通常合意する。また、このことは、通常、貸主及び借主双方の帳簿に計上される。通常の取引過程において販売、使用賃貸借、用益賃貸借、人的役務の提供又はその他の信用供与から生じる、あらゆる形式の債務も、「信用」と呼ばれる。

他人資本と自己資本の区別

一八三　税務上及びその他の理由に基づく出資が貸付金として仮装されうることがあるので、これらの形態の資本調達を区別しなければならない。金融取引が、明らかに企業の自己資本への資本参加であるとわかる場合には、その結果、いかなる利子も支払われえないことになる。したがって、ここでは、貸付金には利子が支払われなければならないという一般原則に対する例外は、問題でない。実際、若干の国は、この問題について他

の国よりも無関心であるかもしれないが、その原則そのものは、議論の余地のないもののように見える。

一八四　親会社がその海外子会社の資金調達を分担する場合、前記の区分の問題が生じる。親会社の所在地国の税務当局は、その推定貸付金が実は株式出資である場合、当該親会社が利子収入を受領したというように認定せず、当該親会社の利子収入を配当とみなそうとする。資本出資と他人資本を区別することは、したがって、実務では、どちらかといえば会社の住所地国にとって重要である。その理由は明らかである。金融取引が実は隠れた資本参加（株式出資）である場合、借主が所在する国家は、通常、当該利子の控除を課税上認めず、それを配当の支払として取り扱う。その場合、（利子に対する税率とは）異なった源泉税率が適用されることにもなる。

一八五　株式出資と他人資本とをどのように区別するのかという問題について、アプローチは国によって異なっている。いくつかの国においては、当該企業の一方がその国で居住していない場合には、特別の帰属規定（real-location provisions）が適用されている。他の国々においては、居住者間の取引及び（居住者と）非居住者との取引に対し同一の規定が一般に妥当している。以下、三つの主要な解決方法について述べることとする。

一八六　多くの国は、かなり柔軟なアプローチを採用し、個々の事案の事情を考慮に入れている。例えば、ある国は、資本参加（株式出資）又は借入れのどちらかの証拠とみなされるべきいくつかの要因を挙げている。当該国の裁判所は、多数の裁判例において、これらの要因を相互に衡量してきている。しかし、結果的には、個々の案件の特別な事実関係が決定的要因である模様である。その際、裁判所が考慮してきた最も重要な要因（注①）は、次のものである。

○　一定の支払期日に一定額の元本を払い戻すという書面による絶対的な約束が、存在するかどうか。

○　貸付金が他の債権者の権利に劣位しているかどうか。

○　他人資本（借入金）が会社の自己資本（資本金）に対しいかなる比率を有するか（注②）。

○　他人資本（借入金）が発行会社の株式又は会社持分に転換できるかどうか。

○　会社の出資者が、その株式保有割合に応じて、当該表向きの貸付けを保証する債務名義を有するかどうか。

○　利子の支払が履行されなかった場合に、貸主はどのような担保権を有するか（注③）。

○　当事者が、債務者・債権者関係を根拠づけることを実際に意図したかどうか。

過去には、他人資本（借入金）・自己資本（資本金）比率（自己資本率）が、最も重要な要因と考えられてきた。しかし、最近では、自己資本率は他の要因よりも大きなウエイトをつけられることはほとんどない。裁判所は特定の産業部門における非常に低い自己資本率を正常であるとみなし、前記の全ての要因

を相互に衡量しようと試みている。

注① これらの要因は、当該会社が借主であるか貸主であるかを問わず、適用されうる。

注② 非常に低い自己資本率は、産業部門によっては、出資の証拠となりうる。

注③ 元本の支払を求め当該会社を訴える権利は、他人資本（借入金）の証拠となるが、他方、支払の不履行に際し当該企業の指揮管理を引き継ぐ権利又は議決権を取得する権利は、出資の証拠となる。

一八七 同様に、比較的柔軟なアプローチを採用し、かつ、一般に個々の事案の事情を考慮する別の国は、まずいわゆる「異常な融資（unusual financing）」規準を採用している。この規準は、異なった態様で不動産会社、金融会社、商事会社あるいは製造会社に適用される。なぜならば、これらの企業の財務慣行は、産業部門に応じ大変異なっているからである。所得税法上、例えば、不動産企業の他人資本（借入れ）は、不動産の適正市場価格の七〇～八〇％を超えてはならない。金融会社に対しては、他人資本（借入金）は名目資本と準備金との合計額の六倍をこえてはならないという比率が適用される。その他の産業部門においては、自己資本率は、他の（前述の）基準に比べて重要であるとは考えられていない。このほかの基準については、以下のパラグラフで完全に明示されてはいないが、具体的な事案では類似している可能性もある。内国法人と外国法人との間で差異はない。

一八八 さらに、第三の国も、貸付金による資金調達と株式出資による資金調達をプラグマティッシュに区別している。当該供与された貸付金が本当は「隠れた資本」とみなされるべきでないかどうかを審査する際には、個々の事案はすべての事情が考慮される。借入金・資本金とのあいだの一定の比率が必ずしも決定的な要因となるわけではない。実際、民法上金銭の貸付として取り扱われる金融取引が、租税法上出資と評価されることは稀ではないように思われる。内国法人と外国法人との間で差異はない。

一八九 さらに、第四の国では、特定の前提要件の下で一定の利子の支払は租税法上利益分配として取り扱われている。この規制の目的は、租税回避のためにそのような〔利益〕配当を利子の支払と仮装する、といった好ましくない形態を防止することにある。したがって、一定の転換社債から生じる利子及び利益に依存する利子は、（利益の）配当として取り扱われる。さらに、租税回避に対する一般的防止措置として、内国法人である子会社（親会社が七五％以上の持分を有するもの、又は、一定の前提条件において、共通の親会社を有するもの）が、外国法人に支払ったそうした利子もまた利益配当として取り扱われる。しかしながら、いくつかの租税条約は、当該国に居住する者が当該利子の受領者の名目資本の五〇％を超えて保有する場合に限って、当該利子受領者の株式資本の五〇％超が、当該国の居住者によって支配管理され当該国に居住しない企業に対し

支払われるそうした利子に係る前記の特別ルールを認めている。

一九〇　現状では、同一の金融取引が、ある国では〔利子付きの〕信用〔貸付〕として取り扱われ、他の国では出資として取り扱われるといったことは、全くありうることである。その理由は次の点にある。貸主の居住する国が、借主の国と異なる見地を主張するとか、あるいは、同一の多国籍企業の異なった国国に居住する借主が、その多国籍企業にとって類似の（借入）取引に関与した場合に、これらの借主が、各国税務当局によって異なった取扱いをうけることにある。これは満足のいかない状況であり、改善が望まれる。したがって、税務当局が時とともにますます「多元規準テスト」を指向しなくなるのかどうか、あるいは逆に、唯一の基準（例えば、自己資本率）を用いるような簡便法に関して、何らかの一定の幅のある合意が成立しうる場合には、簡便法に移行する方向が好ましくないのかどうかが、まさに問題となる。

最後に、非居住者の最低資本参加率から出発するそうした非居住者への支払に関する簡便法を受容することが好ましくかつ主張しうるが、他方、右最低基準を下回る事案を会社法の規定に従って決定することが好ましいかどうかという疑問が、時として提起される。

一九一　個々の事案の特殊な状況を考慮に入れる、柔軟な解決方法が、一般的には勧告されている。ただし、このようなアプローチは、非常に複雑な分析を行うのに十分に強力な適任のスタッフを必要とする。したがって、事案が多数にのぼる場合には、税務当局は多くの（執行上の）問題に直面している。しかし、自己資本率の問題に関するルールが硬直している場合、金融取引の性格の判定をめぐる諸問題は、一般的に解決することができない。金融の慣行は、国によって、また同じ国の中においても産業部門に応じて非常に異なっている。したがって、前述のパラグラフでその問題の解決方法が述べられている国々の大半は、金銭の貸付と出資を区別する上で重要な数多くの要因を引合に出している。同じ考慮から、出資者が非居住者であるという事実を基準とするルールも、同様に、一般的に採用するのに適していないと考えられる。

第二節　独立企業間価格の一般原則と特殊な状況におけるその適用

一般原則

一九二　傘下企業間で信用が供与されていることが確認される場合に適用される一般原則が、適用される。これによると、類似の状況の下で独立企業間における取引について利子が付されるであろう場合であれば、当該信用にも利子が付されるべきであろう。

一九三　貸主は、通常、親会社である。しかし、親会社が海外の子会社から借入れを行うこともありうる。どちらの場合にも、利子が通常付されなければならない。以下のパラグラフでは、

いくつかの特殊な状況における独立企業間価格の原則について論じることとする。このような状況の下では、立証責任は、通常、納税義務者の側にある。

特殊な状況

信用取引

一九四　ほとんどの国、ほとんどの産業部門において、信用取引の場合の利率について、慣行上のルールが確立されている。このようなルールは、個々の事案において特殊関連企業間の信用取引に関して判断基準となる要因を提供することとなる。税務当局が詳細なルールを作成しているときには、そのルールが取引慣行をおおよそ成文化したものであることが、望まれる。

一九五　遅延支払の場合にも、通常の取引慣行〔のルール〕を一般的に採用することが、勧められる。もし一定の状況の下で、一人の独立当事者が満期の未収金について利息を請求しないのであれば、特殊関連企業も利子を付す必要はない。同様に、もし、類似の状況において、通常の取引慣行によっても利子が支払われないならば、特殊の関係にある借主の利払は承認されえないであろう。しかし、特定の取引を分析する場合には、商品の価格又は役務の報酬が利子要素を含んでいる場合もあることは、忘れられてはならない。関係人がそのような黙示の利子要素を独立企業間価格の原則にしたがって付した場合には、当該利子を上向きに調整すべき理由はない。国により取引慣行が異なるため、二国の税務当局が同一の取引について異なった視点から考える場合には、二国の税務当局が異なった結論を得る可能性は、無視できない。それにもかかわらず、一般的な独立企業間価格の原則が一般に承認されると、極端に異なった評価は避けられることになる。

財政困難にある企業への金銭の貸付

開業当初における財政困難

一九六　開業当初、企業は、しばしば、例えば親会社からの財政的支援を必要とする。しかしながら、独立企業間価格の原則にしたがえば、たいていの国は、単に借主が開業時の段階にあるからといって、グループ内部の貸付金に利子を付さなくてもよいという考え方を受け入れないであろう。したがって、租税法上、利子は（たとい、その利子が猶予されるとしても）常に付されているものということを前提とすべきである。しかし、このことは、独立の貸主が同じ状況のもとで利子の支払を放棄するであろう場合には、あてはまらない。

その他の財政困難

一九七　あるグループ企業（通常、親会社）が、他の傘下企業に対し、財政困難を救済するために、貸し付けを行ない、当初から利子を放棄又は猶予するケースもありうる。同様に、子会社がのちに初めて財政困難に陥いる場合に、親会社が未払の貸付金について利子を放棄もしくは猶予することもありうる。もし、独立企業たる貸主が同じ状況下で同様に対応をするであろう場合には、特殊関連企業間の金融取引についても類似の状況

下で〔貸付金の〕利子は放棄若しくは猶予されるとの考え方も、原則として受けいれられよう。

第三節　利率

一般的考察

一九八　独立企業間価格の原則にしたがって決定される利率とは、類似の条件下において、非関連者との取引もしくは非関連企業間での取引のときに付される、又は金銭の貸付時に付されたであろう利率である。この分野の移転価格について。課税当局の関心は、貸主と借主が市場条件に合致しない利息に合意し、これに基づき利益を移転することを防止することにある。金利の水準については、利率が相当に市場利率から乖離している場合、もしくは問題となる金額がかなりのものである場合にのみ、税務当局が利子率の調整を主張することが望ましい。パラグラフ一八一で既に述べているように、銀行もしくは金融機関による金銭消費貸借はここでは取り扱わない。

判断基準となる要因

一九九　理想的には、利率は、租税法上金融市場における類似の貸付金の条件に従い設定されるべきである。貸付金が、比較可能であるか又は類似であるかは、次の掲げる要因に左右される。

○　貸付額及び満期日

○　貸付金の性格及び目的（信用取引、一般目的の貸付金、不動産金融、他）

○　通貨（強い通貨か弱い通貨か）

○　特定の通貨で貸し付け、もしくは借入れを行う納税者の為替リスク

○　担保及び借主の信用度

公定歩合もしくはプライム・レートが出発点として役立つことがある。しかし、これらの利率のどちらかに基づく硬直したルールの適用は、勧められない。なぜなら、これらは、前述の諸要因を必ずしも考慮に入れておらず、従って、多くの事案において、非関連者間における利率に対応する利率にならないことになるからである。

二〇〇　貸主の国の金融市場における条件と借主の国の条件とが相違することにより、より一層複雑な事態が生じる。個別具体のケースでは、独立企業間における貸付金の利率は、一方の市場又は他方の市場のどちらかの条件を指向している。例えば、両関係国の一方において、特定の貸付金の市場がまったく存在しないこともありうる。借主の国が、国際収支上の理由により、資本が海外で調達されていると主張する場合もある。多国籍企業は、巨額の借入れを行う他の借主と同様、国内よりも、一層有利な利率で国際資本市場において資金を調達することがしばしば可能である。このような事案のほとんどにおいて、独立企業間における類似の貸付金についての通常の利率を確定することは、さほど困難ではないであろう。時として、どの市場利率

が優先されねばならないかが明らかでなく、貸主若しくは借主の国の利率のどちらが適当な利率として採用されなければならないのかという疑問が生じる。しかし、一義的かつ一般に承認された原則は存在しない。その判断は、個々の事案の状況によって左右される。

二〇一　長期貸付金の場合に、特別な難問が生じうる。資本市場の条件は変わるので、独立の契約当事者は、利率が事情によっては修正されうる旨、初めに又は後日合意しておく必要があるであろう。特殊の関連にない貸主（又は借主）が利率の変更を許されている場合には、このことを、グループ内の貸付金についても要求又は許可することが、合理的である。

第四節　結語

二〇二　以上を要約すれば、グループ内部の貸付金に付される利率の適当な水準を検討する前に、二つの点が明らかにされなければならない。第一に、個々の金融取引が金銭の貸付（又は信用供与）であるかどうか、第二に、原則として、利子が支払われるべきかどうかという点である。第一の点について、主要な問題は、信用供与と通例呼ばれる取引と出資とを区別することである。たしかに、この区分は、数多くの方法により可能であるが、しかし一般的に、個々の事案の特殊な状況を考慮した柔軟性のあるアプローチが、一般的に好ましいとされている。第二の点に関しては、すべての貸付金について利子が支払われることを期待することは、一般的に正しいと考えられる。〔借主と〕独立の関係にある貸主が、利子の支払〔請求権〕を放棄又は猶予する用意のあることを立証できる場合には、特殊関連企業が、比較可能な行動を取ることに合意するのは、承認されている。最後に、独立企業間価格の原則にしたがって利率を決定する際に、斟酌しなければならない最も重要な要因は、前述の通りであり、これらの要因を相互に衡量するとき、どのような困難が現われるかが言及されている。

付録　特殊関連企業間の移転価格決定に関するＯＥＣＤ理事会勧告

（一九七九年五月一六日）

ＯＥＣＤ理事会は、

一九六〇年一二月一四日に署名されたＯＥＣＤ条約第五条第(b)項に配慮し、

一九七六年六月二一日に採択された国際投資と多国籍企業に関するＯＥＣＤ加盟国政府の宣言及び添付されたガイドラインに配慮し、

一九七九年三月一二日付けの特殊関連企業間の移転価格算定に関するＯＥＣＤ租税委員会報告書に配慮し、

特殊関連企業間（即ち、親会社・子会社間又は共通の指揮の下にある企業間）の取引〔契約〕が、独立企業間取引とは異なる条件の下で締結されるであろう点を考慮し、

それにも拘らず、特殊関連企業間のそうした取引に付される価格（通常「移転価格」と称される。）は、ＯＥＣＤモデル条約第九条第一項に規定するように、独立企業間で付される価格（通常「独立企業間価格」と称される。）に租税法上合致するであろう点を考慮し、

国際取引関係における移転価格と関連した問題は、殆んど多国籍企業のメンバー間で発生し、このような取引が相当量に達するために同問題が特に重要である点を考慮し、商品、技術、商標及び役務の提供の移転価格並びに特殊関連企業間の貸付金利の適正な算定に際して採られるべき方法に関する、前記報告書の検討内容に配慮し、

所得が適正に課税され、かつ、二重課税が回避されうるために、移転価格の算定を行う際に、一方では税務当局のアプローチの一貫性を、他方では多国籍企業のアプローチの一貫性を達成する必要性に配慮し、

Ⅰ　加盟国政府に対して次のように勧告する。

1　各税務当局は課税所得を算定するために特殊関連企業間の移転価格を審査し、必要ならば調整を行うに当たって、特殊関連企業間の商品〔の供給〕、技術及び商標の譲渡、役務の提供又は信用の供与に係る独立企業間価格を算定するため、前記報告書に記されている検討内容及び方法を考慮にいれるべきである。

2　各政府は各国において前記報告書を公開し、必要な場合には自国語に翻訳すべきである。

3　各政府は移転価格に関する事項について税務当局間の協力を二国間又は多国間で一層押し進めるべきである。

Ⅱ　租税委員会に対して次のように指令する。

1　移転価格及び特殊関連企業の課税所得の計算に関する問題についての検討を続行すべきである。

2　前記問題に関する検討結果を、国際協力を改善する重要な提案とともに、理事会に定期的に報告すべきである。

〔本稿は、一九八六年度慶應義塾大学学事振興資金の援助を得ている。〕